冷凍保安規則等の一部を改正する省令（案）について（概要）

令和８年１０月２７日
経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室

１．概要

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）は、高圧ガス（圧力１メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、有識者及び関係業界団体等による審議等の結果を踏まえ、高圧ガス設備の一時補修に係る規定の整備並びに認定高度保安実施者の申請等に係る手続きの合理化及び撤去工事の適正化に係る規定の見直しを行うため、高圧法関係省令の改正を行うものである。

２．対象

・冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）（以下「冷凍則」という。）
・液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）（以下「液石則」という。）
・一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）（以下「一般則」という。）
・コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）（以下「コンビ則」という。）

３．改正の主な内容

（１）高圧ガス設備の一時補修に係る規定の整備【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則】

①概要

高圧ガス設備の補修方法は、従来、部品の取替え又は溶接補修に限られていたところ、新たに、一時的な補修方法として硬化性樹脂等のシール材を活用する工法を適用できるよう改正を行うもの。なお、補修後の管理能力が重要であることを踏まえ、当該補修方法を適用できる者は高度な保安体制を有する認定高度保安実施者を対象とする。

②具体的な内容

経済産業大臣が認めた高圧ガス設備の一時的な補修を軽微変更と位置付けるため、冷凍則第17条第1項第7号、液石則第16条第1項第9号、一般則第15条第1項第9号及びコンビ則第14条第1項第9号を新設するとともに、当該一時的な補修を行った場合の定置式製造設備における耐圧、気密、強度及び材料の技術上の基準に係る経済産業大臣が認めた措置を講じているものと整理し、冷凍則第7条第1項第4号及び第6号、液石則第6条第1項第13号、第14号、第17号から第19号並びに第36号ホ及びヘ、一般則第6条第1項第10号から第14号並びに第43号ホ及びヘ並びにコンビ則第5条第1項第15号から第19号並びに第9条第1項第5号及び第6号に経済産業大臣が認めた措置を講じているものを追加する。

また、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和4年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号の施行に当たり、現に認定完成検査実施者制度及び認定保安検査実施者制度（以下「旧認定制度」という。）の適用を受けている事業者（以下「旧認定事業者」という。）に対して改正法附則第2条第2号及び第3条第2号の規定により経過措置が設けられていることから、新設する規定について、認定高度保安実施者に加えて、旧認定事業者も適用を

受けられるよう附則において所要の経過措置を設ける。

なお、経過措置期間は、改正法附則において旧認定制度に係る認定が失効する時期との整合を図り、改正法附則第１条第４号の施行の日から起算して３年６月を経過する日までとする。

（２）認定高度保安実施者の申請等に係る手続きの合理化【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則】

①概要

認定高度保安実施者の申請等に当たって、手続の合理化及び事務負担の軽減の観点から、産業保安監督部長を経由して申請、届出等をする規定を削除するもの。

②具体的な内容

冷凍則第55条の2、第55条の6、第55条の8、液石則第92条の7の2、第92条の7の6、第92条の7の8、一般則第94条の7の2、第94条の7の6、第94条の7の8、コンビ則第49条の7の2、第49条の7の6、第49条の7の8における「事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出」を「経済産業大臣に提出」に改める。

（３）認定高度保安実施者における撤去工事の取扱いの適正化【液石則、一般則、コンビ則】

①概要

第一種製造者が行う高圧ガス設備の撤去工事については、許可を要しない軽微な変更の工事とされている。一方、認定高度保安実施者がその認定に係る製造施設において行う、処理能力の変更を伴わない高圧ガス設備の撤去工事については、許可の要否が明確でないことから、当該撤去工事を特定変更工事の範囲から除外し、認定高度保安実施者においても許可を要しないことを明確化するもの。

②具体的な内容

液石則第92条の7の9第1項第1号、一般則第94条の7の9第1項第1号、コンビ則第49条の7の9第1項第1号に、「(製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事であって、認定高度保安実施者が行う法第三十九条の十三の認定に係る製造施設における処理能力の変更を伴うものを除く。)」を加える。

４．今後のスケジュール

令和8年10月27日～令和8年11月25日	パブリックコメント
令和8年12月中旬	公布・施行